

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年四月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―十六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市新郷五百四十番一外十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百六十四・九立方メートル

浸透効果量 ○・〇四六立方メートル毎秒